

薬剤耐性に関する検討調整会議の開催について

平成 27 年 12 月 24 日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム長
決 定

- 1 国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について（平成 27 年 9 月 11 日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）第 5 項の規定に基づき、政府一体となって薬剤耐性（AMR）に関する対策を総合的に推進する観点から、同対策に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図るため、薬剤耐性に関する検討調整会議（以下「検討調整会議」という。）を開催する。
- 2 検討調整会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討調整会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者をオブザーバーとして招請することができる。
- 4 検討調整会議の庶務は、厚生労働省、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 5 その他検討調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

薬剤耐性に関する検討調整会議

主	査	内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
構	成	内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）
		内閣府食品安全委員会事務局長
		外務省大臣官房審議官（地球規模課題担当）
		文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当）
		厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）
		農林水産省大臣官房審議官（兼消費・安全局）